

広島県告示第三百九十七号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定によって、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成十九年四月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 海岸名

大屋漁港海岸

二 地区海岸名

大屋地区海岸

三 区域

基点一、基点二、基点三、基点四、基点五、基点六、基点七、基点八、基点九、基点一〇、基点一一、基点一二、補助点一二の一、補助点一一の一、補助点八の一、補助点五の一、補助点四の一、補助点三の一、補助点二の一、補助点一の一及び基点一の各点を順次結んだ線に囲まれた区域

四 点の位置（基点、補助点の標示角度は真北による。）

- 基点 一 北緯三四度一六分五九秒三三九八、東経一三二度三一分〇六秒五九九七の点
- ” 二 基点一から一四八度の方向三八・一メートルの点
- ” 三 基点二から一二〇度の方向九六・七メートルの点
- ” 四 基点三から一二二度の方向一二〇・二メートルの点
- ” 五 基点四から一二二度の方向六三・八メートルの点
- ” 六 基点五から一二二度の方向五四・九メートルの点
- ” 七 基点六から一〇一度の方向七〇・一メートルの点
- ” 八 基点七から一一三度の方向三九・三メートルの点
- ” 九 基点八から三六度の方向三八・九メートルの点
- ” 一〇 基点九から一三七度の方向四・一メートルの点
- ” 一一 基点一〇から四七度の方向二九・三メートルの点
- ” 一二 基点一一から二〇〇度の方向九一・七メートルの点
- 補助点 一の一 基点一から一二七度の方向五〇・〇メートルの点
- ” 二の一 基点二から二二四度の方向五一・六メートルの点
- ” 三の一 基点三から二二一度の方向五〇・〇メートルの点
- ” 四の一 基点四から二五七度の方向七〇・六メートルの点
- ” 五の一 基点五から二五七度の方向七〇・七メートルの点
- ” 八の一 基点八から一六五度の方向六三・八メートルの点
- ” 一一の一 基点一一から一五〇度の方向六五・〇メートルの点
- ” 一二の一 基点一二から一九〇度の方向五〇・〇メートルの点